

平成22年11月16日
号外第1号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

条 例

- 秋田県医療施設耐震化臨時対策基金条例（50・医務薬事課）……………2
○秋田県警察組織条例の一部を改正する条例（51・警務課）……………2

この号で公布された条例のあらまし

◇秋田県医療施設耐震化臨時対策基金条例（秋田県条例第50号）

- 1 地震の発生時において適切な医療を提供する体制を維持するため、災害時において重要な役割を果たす医療機関及び救急医療を提供する医療機関の施設の耐震性の確保に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県医療施設耐震化臨時対策基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金の積立て、現金の管理、運用益金の処理、現金の繰替運用、基金の処分及び知事への委任について定めることとした。（第2条～第7条関係）
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
 - (2) この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失うこととした。

◇秋田県警察組織条例の一部を改正する条例（秋田県条例第51号）

- 1 秋田県能代警察署の位置を能代市日吉町1番24号に改めることとした。（別表関係）
- 2 施行期日
この条例は、平成22年11月29日から施行することとした。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 秋田県医療施設耐震化臨時対策基金条例
- 二 秋田県警察組織条例の一部を改正する条例

平成二十二年十一月十六日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県条例第五十号

秋田県医療施設耐震化臨時対策基金条例

(設置)

第一条 地震の発生時において適切な医療を提供する体制を維持するため、災害時において重要な役割を果たす医療機関及び救急医療を提供する医療機関の施設の耐震性の確保に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県医療施設耐震化臨時対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(果が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十六年三月三十一日限り、その効力を失う。

秋田県条例第五十一号

秋田県警察組織条例の一部を改正する条例

秋田県警察組織条例(昭和二十九年秋田県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表秋田県能代警察署の項中「能代市日吉町一番二十三号」を「能代市日吉町一番二十四号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年十一月二十九日から施行する。

発行所	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号